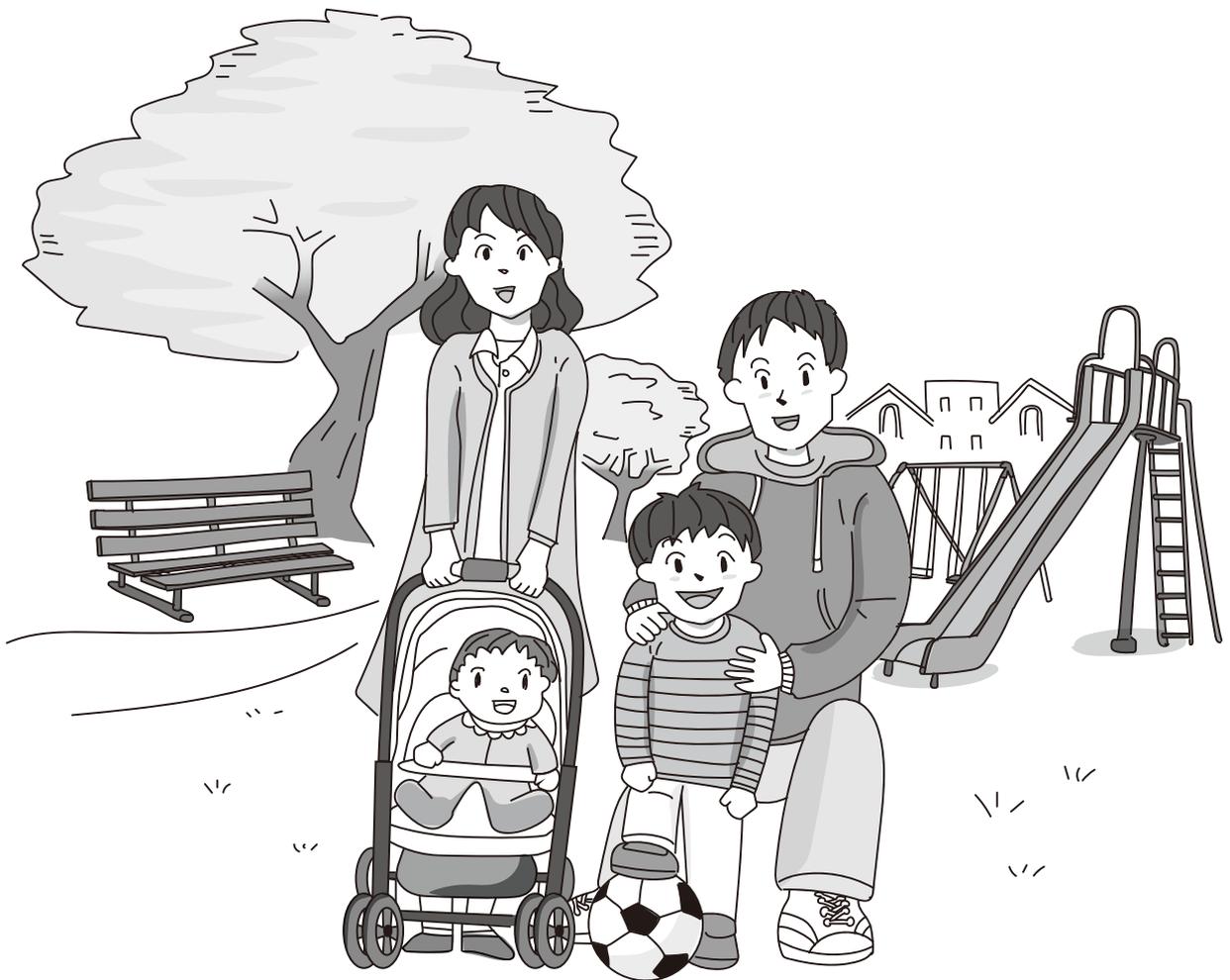


松伏町第2期子ども・子育て支援事業計画

“子どもいきいき、家族にここにこ、
みんなが育つ、^{まち}地域づくり”



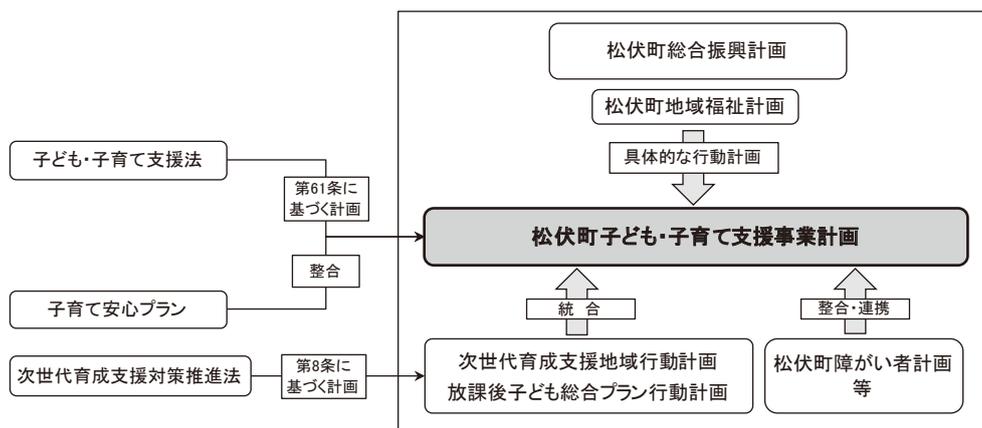
令和2年3月

松 伏 町

I 計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。上位計画である松伏町総合振興計画及び松伏町地域福祉計画をはじめ、松伏町障がい者計画等の関連計画との調和を図ります。また、子育て安心プランとの整合性の確保を図るとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援地域行動計画、更に今年より放課後子ども総合プラン行動計画を統合して施策を継承します。

計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5年間とします。また、状況の変化により、必要に応じて見直します。



II 計画の理念

松伏町総合振興計画のまちづくりの目標（主要施策）の大綱1は子育て支援の施策です。

未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり

を目標に、家庭の大切さや地域のなかでの支え合いを基本にしながら、安心して子どもを育てることができるよう、子育てに係る親の精神的、経済的負担の軽減を図り、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援の推進、子どもの健やかな発育と発達を支援するほか、仕事と育児が両立できるよう多様な保育ニーズへの対応や子どもの居場所の拡充を図ります。

これまで本町では、“子ども”を「家庭や地域において人と人を結びつけるかけがえない存在」として、また子どもたちの成長を「次代への希望のひかり」として位置づけ、子どもが健やかに生まれ、元気にいきいきと成長し、家族が子どもを育てることに喜びと生きがいを感じ、地域みんなが子どもや子育て家庭を支えながら地域も育つことに向け、一貫して子育て支援施策を推進してまいりました。

本計画では、これまでの成果を継承し、引き続き基本理念を

子どもいきいき、家族にここに、
みんなが育つ、^{まち}地域づくり

として、よりきめ細かくニーズに合った保育・子育て支援を実現できるよう、計画を推進していきます。

Ⅲ 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標は次の3つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

基本目標 1

いきいきと子どもが生まれ育つまち

子どもには健やかに生まれ育つ権利があります。また、子どもの健やかな成長は、活力ある地域社会を持続させるためにも大切なことです。このようなことから、子どもたちが次代の親として心豊かに成長できるような、いきいきと子どもが生まれ育つまちづくりを目指します。

基本目標 2

にこにこ子どもを育てるまち

核家族化や都市化の進展に伴い、三世代同居による祖父母などの協力や隣近所の助け合いなどが少なくなってきており、親の子育ての負担はますます大きくなっています。今後は、家庭や保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校、地域社会、企業(事業者)、NPO法人、各種団体、行政などが連携をより強めながらきめ細かな保育・子育て支援を推進していくことにより、親の子育て負担の軽減を図り、また、親も学べる機会を設け、家庭で、地域で親がにこにこ笑顔で子育てができるまちづくりを目指します。

基本目標 3

みんなが子どもをつつむまち

事故や事件に巻き込まれる危険の増加、また、生活環境の悪化など、子どもやその親を取り巻く地域の環境は、安全・安心とは言えない状況にあります。このようなことから、子どもが安心して生活できるようなまちづくりを進め、地域のみんなが優しく子どもをつつむまちづくりを目指します。

IV 施策の体系

基本目標1 いきいきと子どもが生まれ育つまち

- 1 母親と乳幼児の健康の確保・増進
 - (1)子どもと母親の健康の確保
 - (2)食育の推進
 - (3)小児医療の充実

- 2 未就園児とその家庭に対する支援
 - (1)保育施設の開放
 - (2)子育て支援のネットワークづくり

基本目標2 にこにこ子どもを育てるまち

- 1 地域における子育ての支援
 - (1)地域における子育て支援の充実
 - (2)教育・保育事業の充実
 - (3)児童の健全育成

- 2 職業生活と家庭生活の両立の推進
 - (1)仕事と子育ての両立の推進
 - (2)多様な働き方の実現

- 3 支援を必要とする児童等へのきめ細かな対応
 - (1)児童虐待防止対策の充実
 - (2)ひとり親家庭の自立支援
 - (3)障がい児支援施策の充実

基本目標3 みんなが子どもをつつむまち

- 1 安全・安心な生活環境の整備
 - (1)安全・安心な社会基盤の整備
 - (2)安全・安心なまちづくりの推進

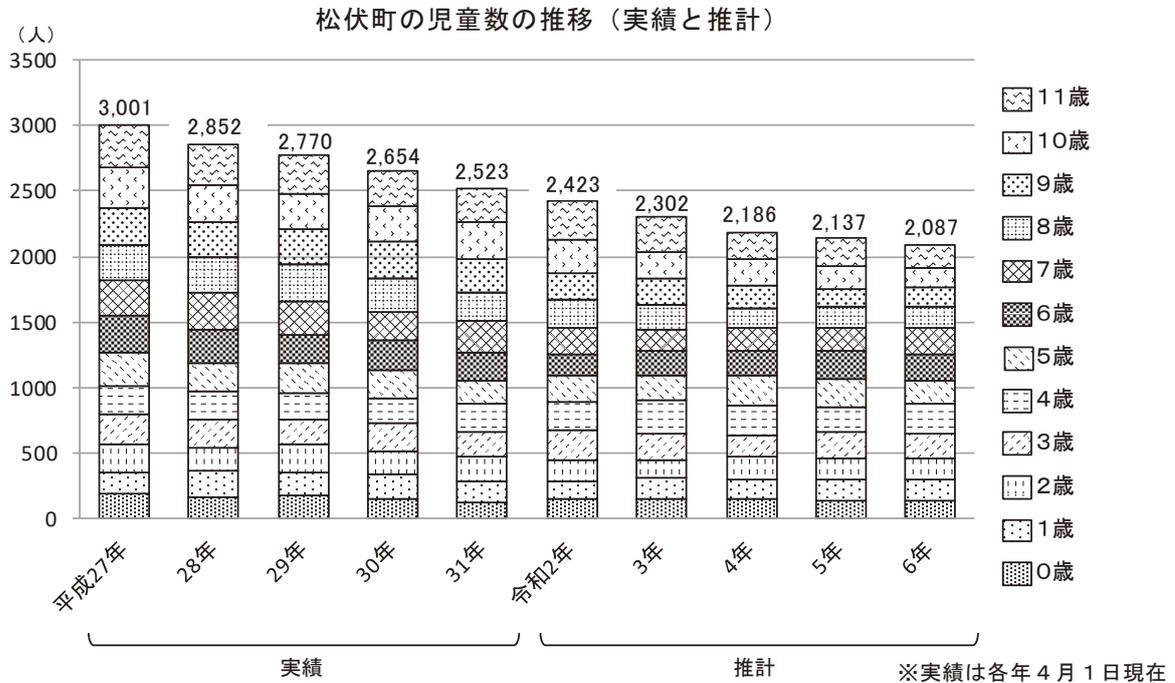
- 2 子どもの安全の確保
 - (1)子どもの交通安全を確保するための活動
 - (2)子どもを犯罪などの被害から守るための活動
 - (3)被害に遭った子どもの支援

V

松伏町の児童数と教育・保育の量の見込み

1 年齢別児童数の推計

松伏町の児童数は年々減少する傾向を辿っており、令和2年以降も減少が続くと予想されます。



2 教育・保育の量の見込み

児童数の推計と「子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」（平成30年度）の結果に基づき、教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）を推計しました。各年度、各区分の量の見込みは下表のとおりです。

■ 教育・保育の量の見込み

(人)

	量の見込み				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1号認定	277	281	272	260	262
2号認定	349	354	343	328	330
	教育ニーズ	85	86	83	80
保育ニーズ	264	268	260	248	250
3号認定	157	158	169	166	162
0歳	24	23	23	23	22
1・2歳	133	135	146	143	140

【参考】認定区分について

- ・ 1号認定子ども : 満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号認定子ども : 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号認定子ども : 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

3 確保の方策

町内には保育所（園）が5園、幼稚園が3園あり、うち2園が幼保連携型認定こども園です。今後の幼稚園から認定こども園への移行については、利用の状況やニーズを勘案しながら検討していきます。町内の施設の利用見込みは下表のとおりです。

			町内の施設を利用					町外の施設を利用				
			1号	2号		3号		1号	2号		3号	
				教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和2年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	242	85	264	24	133	120	0	0	0	0
		他市の子ども	60	0	0	0	0					
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	145	0	268	26	146	20	0	0	0	0
		特定地域型保育事業										
		認可外保育施設							0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	200					100				
	その他（預かり保育等）		85					0				
①-②（▲は提供の余剰）		▲ 43	0	▲ 4	▲ 2	▲ 13	0	0	0	0	0	
令和3年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	247	86	268	23	135	120	0	0	0	0
		他市の子ども	60	0	0	0	0					
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	145	0	268	26	146	20	0	0	0	0
		特定地域型保育事業										
		認可外保育施設							0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	200					100				
	その他（預かり保育等）		86					0				
①-②（▲は提供の余剰）		▲ 38	0	0	▲ 3	▲ 11	0	0	0	0	0	
令和4年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	235	83	260	23	146	120	0	0	0	0
		他市の子ども	60	0	0	0	0					
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	145	0	268	26	146	20	0	0	0	0
		特定地域型保育事業										
		認可外保育施設							0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	200					100				
	その他（預かり保育等）		83					0				
①-②（▲は提供の余剰）		▲ 50	0	▲ 8	▲ 3	0	0	0	0	0	0	
令和5年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	220	80	248	23	143	120	0	0	0	0
		他市の子ども	60	0	0	0	0					
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	145	0	268	26	146	20	0	0	0	0
		特定地域型保育事業										
		認可外保育施設							0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	200					100				
	その他（預かり保育等）		80					0				
①-②（▲は提供の余剰）		▲ 65	0	▲ 20	▲ 3	▲ 3	0	0	0	0	0	
令和6年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	222	80	250	22	140	120	0	0	0	0
		他市の子ども	60	0	0	0	0					
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	145	0	268	26	146	20	0	0	0	0
		特定地域型保育事業										
		認可外保育施設							0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	200					100				
	その他（預かり保育等）		80					0				
①-②（▲は提供の余剰）		▲ 63	0	▲ 18	▲ 4	▲ 6	0	0	0	0	0	

※2号認定のうち幼稚園の利用を希望する分（教育ニーズ）は1号認定として集計している。
※量の見込みは、幼児教育・保育の無償化を考慮している。

VI 地域子ども・子育て支援事業

1 相談・支援を行う事業

(1) 利用者支援事業

子どもやその保護者が、保育所（園）、幼稚園、認定こども園での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択して円滑に利用できるよう支援する事業です。

役場の子育て支援担当部署を窓口として、関係機関との連絡調整のもと、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶなかで情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

松伏町地域子育て支援センター、北部地域子育て支援センターの2か所で事業を行います。

地域子育て支援拠点事業	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（人回）	3,102	3,107	3,258	3,188	3,132

2 訪問による事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師・助産師が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込み（人）	156	152	148	146	144

(2) 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

要支援児童の支援に資する事業	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
養育支援訪問（人）	30	30	30	30	30
要保護児童（人）	5	5	5	5	5

3 通所による事業

(1) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の2事業から構成されます。

① 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病や仕事等の事情で子どもの養育が一時的に困難になった場合、育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（人）	8	8	8	8	8
確保方策（人）	8	8	8	8	8

② 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事等の理由で平日の夜間や休日に不在となり、家庭で子どもを養育することが困難となった場合やその他の緊急の場合に、子どもを児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

量の見込みと確保方策は、(2) 一時預かりを行う事業（幼稚園型を除く）に掲載しています。

(2) 一時預かりを行う事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児や幼児について、必要な保育を行う事業です。保育所（園）、幼稚園、認定こども園などの施設での一時的な預かりを行う一時預かり事業、預かり等の援助を希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）などがあります。

一時預かりを行う事業 (幼稚園の在園児対象)		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	1号認定 (人日)	1,906	1,935	1,875	1,788	1,806
	2号認定 (人日)	390	396	384	366	370
確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型) (人日)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

一時預かりを行う事業 (幼稚園型を除く)		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(人日)		710	718	719	690	688
確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型を除く) (人日)	700	700	700	700	700
	子育て援助活動支援事 業(病児・緊急対応強化 事業を除く)(人日)	50	50	50	50	50
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) (人日)	0	0	0	0	0

(3) 延長保育事業

延長保育を実施する保育所等における保育士配置の充実を図ることにより、保育認定を受けた子どもを対象に、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要に対応します。

延長保育事業	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(人日)	312	315	315	304	304
確保方策(人日)	330	330	330	330	330

(4) 病児・病後児保育事業

保護者が就労している場合等において、子どもの病気・病気回復期に自宅での保育が困難な場合に一時的な保育をする事業です。

病児・病後児保育事業		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（人日）		7	7	7	7	7
確保 方 策	病児保育事業（人日）	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）（人日）	7	7	7	7	7

（５）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が仕事等のために昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（利用者数）（人）		355	321	293	296	286
	低学年（小学1～3年）（人）	190	174	165	181	182
	高学年（小学4～6年）（人）	165	147	128	115	104
確保方策（利用者数）（人）		355	355	355	355	355
	低学年（小学1～3年）（人）	190	190	190	190	190
	高学年（小学4～6年）（人）	165	165	165	165	165

※放課後子ども教室

放課後子ども教室は、地域住民や企業OBなど様々な人材の協力を得て、放課後等に全ての子ども対象とした学習支援や多様なプログラムを実施するものです。

金杉小学校において、学校敷地内に設置されている学童クラブと連携して、一体型の放課後子ども教室を実施しています。

放課後子ども教室	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
放課後子ども教室数	1	1	1	1	1
上記のうち一体型の教室数	1	1	1	1	1
登録児童数（定員）	30人	30人	30人	30人	30人
指導員数	12人	12人	12人	12人	12人
実施日数	62日	62日	62日	62日	62日

4 その他の事業

(1) 就学児に対する子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

小学生の児童を有する子育て中の保護者で、預かり等の援助を希望する者を会員（利用会員）として、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

ファミリー・サポート・センター事業	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（人日）	35	35	35	35	35
確保方策（人日）	40	40	40	40	40

※子育て援助活動支援事業の未就学児の量の見込みは、幼稚園の在園児以外の一時預かり利用者の量の見込みに含まれている。

(2) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦に対して健康診査	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（回）	2,128	2,072	2,044	2,016	1,960

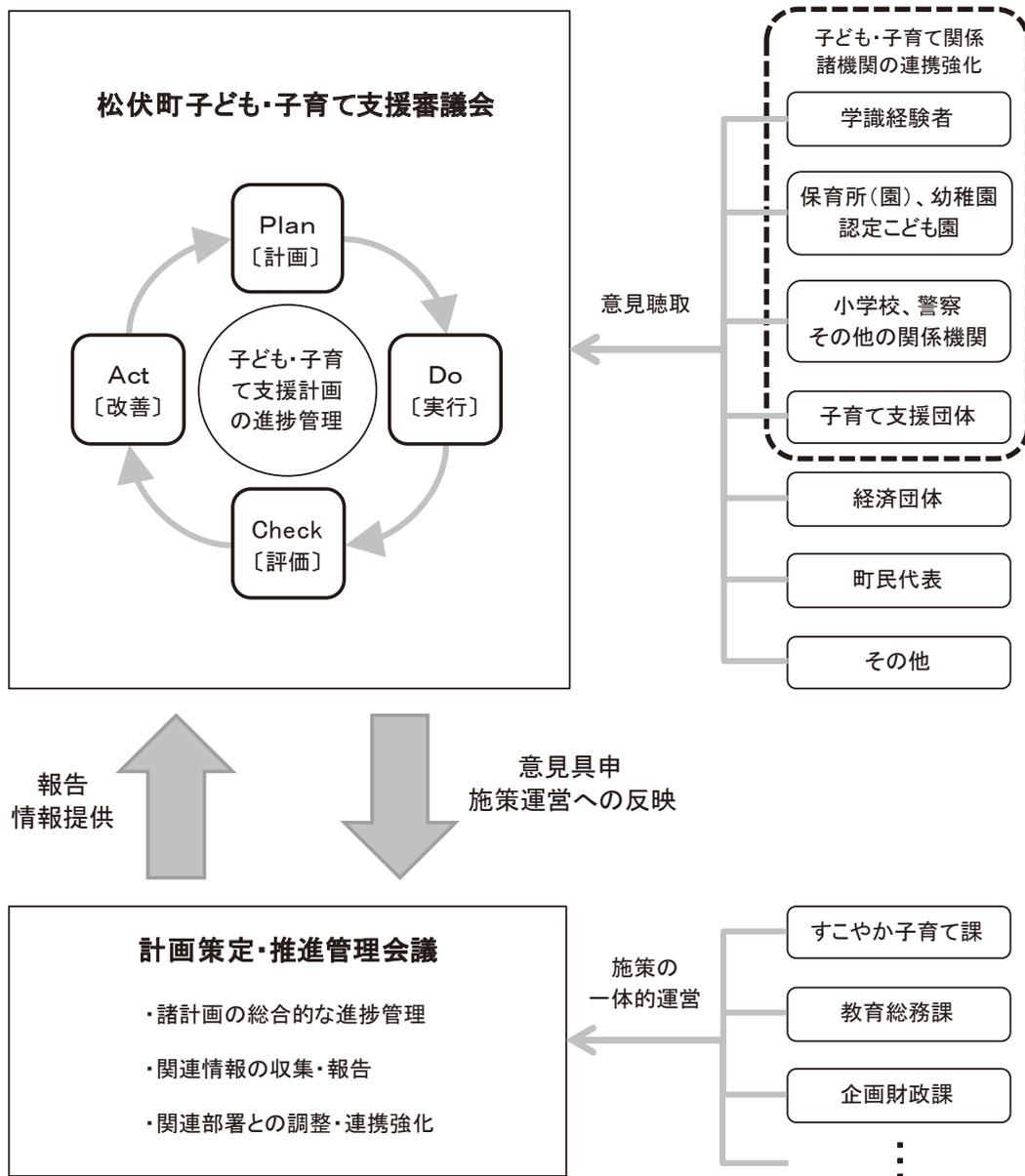
※量の見込みは、年間の妊婦の人数に一人当たりの健康診査回数を乗じて算出している。

(3) 実費徴収に係る補足給付事業

低所得で生計が困難な方等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を助成することにより、これらの方の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする事業です。

実費徴収に係る補足給付	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（人）	70	70	70	70	70
確保方策（人）	70	70	70	70	70

VII 計画の推進体制



松伏町第2期子ども・子育て支援事業計画
 —ダイジェスト版—
“子どもいきいき、家族にここに、みんなが育つ、^{まち}地域づくり”
 令和2年3月発行

発行 松伏町
 〒343-0192 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地
 URL <http://www.town.matsubushi.lg.jp>
 編集 松伏町すこやか子育て課
 電話 048-991-1876 (直通)